

家事調停の手続を利用する方へ

利用していただく書式の概要及び使用方法については以下のとおりです。

1 手続説明書面

主要な調停事件についての手続の概要，進め方，書面の提出方法等を記載した書面です。

調停が行われる日（「期日」といいます。）の前に予め当事者に交付又は送付します。手続に関する重要な事項が記載されていますので，事前に目を通して，大切に保管してください。

2 事情説明書

申立書の内容に関連する事情を記載する書面です。

夫婦関係調整，婚姻費用，養育費，面会交流，親権者変更，財産分与，遺産分割の調停を申し立てる方は，申立書の他に，事情説明書に必要事項を記載して提出してください。

夫婦関係調整の調停を申し立てる方について，夫婦間に未成年の子どもがいる場合には「子についての事情説明書」も併せて提出してください。

3 連絡先等の届出書

裁判所が書類を送付したり，連絡をする際の「書類の送付場所」や「平日昼間の連絡先」を記載する重要な書面です。記載方法の詳細については，各書式と「家事事件の申立てをした方へ」をご覧ください。

連絡先等を他方当事者に知られたくない場合には，申立てをする裁判所にご相談ください。

一度提出した連絡先等に変更が生じた場合にも速やかに提出してください。

以下の書式については，このサイトに掲載されていないので，必要がある場合は申立てをする裁判所にご相談ください。

* 進行に関する照会回答書

調停の進行に関する事情を記載する書面です。窓口で申立てをする場合は窓口で交付します。郵送により申立てをする場合は，後日裁判所からこの書面を送付しますので，その後に提出してください。

本書式は，原則として，他方当事者に開示することはしない取扱いになっています。

* 非開示の希望に関する申出書

裁判所に提出する資料等の中に秘匿を希望する事項があり，マスキング処理では対応できない場合に限って提出する書式です（非開示を希望しない場合及びマスキングで足りる場合には提出する必要はありません。）。必要な場合は，申立てをする裁判所にご相談ください。